

会食・飲食する際の人数について

Q1 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」とされていますが、4人以上では会食・飲食できませんか。

A1 飲食を伴う会合、大人数・長時間での会合は回避し、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」でお願いします。

どうしても会食・飲食する際は、4人以上でもできますが、同一グループで各テーブルに着席する場合は、原則4人以内でお願いします。

(例)

20人の場合は、5テーブルに分かれ、1テーブルあたり4人ずつでお願いします。

Q2 同一グループが、各テーブルに4人ずつ着席した場合、各テーブル間でお酌や交流をしても構いませんか。

A2 各テーブル間のお酌や交流は、控えていただくようお願いします。

Q3 結婚式場や葬儀場において、会食・飲食する際はどうか。

A3 上記のA1及びA2と同じです。

(参考)

「まん延防止等重点措置区域における酒類提供について」

(令和3年9月9日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)